

学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法に基づき、他への感染のおそれのある生徒は登校できないことになっています。下記の感染症にり患した場合、出席停止の扱いとなりますので、主治医の指示に従い療養され、主治医の登校許可の診断を受けてから登校してください。

なお、登校される際は、下記の登校許可証を提出いただくようお願いいたします。

感染症名	出席停止期間
インフルエンザ(鳥インフルエンザ H5N1 を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺が腫脹した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主症状が消退した後2日を経過するまで
その他の感染症	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで

* 上記の基準は目安です。主治医の診断により登校許可が出ましたら出席停止期間終了となります。

登校許可証

年 組 名前

病名

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

特記事項

上記の者は、感染予防上支障がないことを認めます。

令和 年 月 日

医療機関名
医師名